

平成 26 年 9 月 9 日

公益社団法人日本農業法人協会
水田農業ワーキンググループ

稲作農業法人の経営安定（セーフティネット）対策と 経営体質強化に資する施策の推進に関する要望

稲作農業法人の競争力を強化し、持続可能なものとするためにも農地中間管理機構による農地集積・集約化の促進、経済界の知識や知見も活用した生産性向上につながる取組を進め、経営者の自立を促進する施策を速やかに推進することが必要である。

我々プロ農業経営者も自ら経営発展に努めていく所存であるが、今般、実質的な主食用米価格の指標となる新潟コシヒカリの仮渡金（概算金）が過去最低額に決定したことが公表されたことをはじめ、各地域の仮渡金価格は大幅に下落しており、全国の稲作農業法人の経営への影響が危惧されている。

このような経営環境にある中、地域の雇用や公益機能を維持してきた、稲作農業法人に対する経営安定（セーフティネット）対策の実施と経営体質強化に資する施策の更なる推進を図るために、下記の事項について最大限のご配慮を願いたい。

記

1 稲作農業法人の経営安定（セーフティネット）対策

（1）米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について

- ① 主食用米価格の下落等による大幅な収入減少が見込まれており、早期に補てん金の交付可否、金額等を明らかにすること
- ② 補てん金が交付される場合には、稲作農業法人の資金繰りを安定化させるため、早期に交付措置を講ずること（内金等の支払いの実施など）
- ③ 直販等に取り組む稲作農業法人の場合、翌年 4 月以降も主食用米の販売を行っているが、現行のナラシ対策では 4 月以降の販売分は対象とされていない。また、消費者等への直販の場合、提出書類等が著しく多くなることから、対象米穀及び確認書類については平成 27 年 3 月末日までの検査証明書のみで数量確認をするなど簡素化すること
- ④ ナラシ対策の基準となる標準的収入額や当年産収入額について、現場の稲作農業法人の実勢価格と乖離があることから、その影響を再度精査した上で、制度の見直しを検討すること
- ⑤ なお、本年産の米価下落による稲作農業法人の経営への影響緩和策として、現行のナラシ対策等の経営安定対策のみで十分な補填が可能か早急に検討し、不足する場合には適切な措置を講ずること

（2）米の直接支払交付金については、稲作農業法人の資金繰りを安定化させるためにも、遅くとも年内には交付を完了させること

（3）経営安定に資する金融機関への指導・指示

- ① 金融機関及び保証機関の借入金返済条件緩和や運転資金、負債整理資金などの円滑な供給について指導すること（JA・公庫等の既往債務の負担軽減を図るための融資など）
- ② 本年は、主食用米価格の下落が懸念され、農業者の資金繰りに著しい支障をきたす恐れがあることから、日本政策金融公庫に農林漁業セーフティネット資金の円滑な資金供給を行うよう指示すること（実施要綱第 1 の 1 の（3）の④の経営局長指示の実施など）

(4) 全国的な米価下落に伴い、契約・発注時に決定した主食用米の価格について、不当な値引きが強制されないよう、行政の監督・指導を徹底すること

(5) 新たな経営安定対策、セーフティネットのあり方について、プロ農業経営者の経営実態や意見を十分把握した上で、制度設計を早急に行うこと（収入保険の対象を認定農業者などの担い手に限定するなど）

2 稲作農業法人の経営体質強化に資する施策の推進

(1) 農地中間管理機構による農地集積の促進

- ① 農用地利用配分計画に担い手の意見を反映できる仕組みの構築（貸し剥がしとならない担い手の意見を尊重した再配分など）
- ② 機構が設定する地代は、受け手の事業が継続できる（再生産可能な）適切な水準に設定すること（適正な地代設定と地代価格の調整実施など）
- ③ 機構の業務を受託する地域の窓口（市町村、JAなど）を周知するとともに、受け手と出し手に適切な情報が共有されるようにすること
- ④ 出し手に対して情報提供を積極的に行い農地集積・集約化を促進させること（受け手と出し手の利害調整と信頼関係の構築）
- ⑤ 土地改良区や農業委員会など地域の関係者と連携を密にすること（地域のリーダーとしての役割や利害調整の実施）
- ⑥ 全国各地の優良事例を横展開し、国による指導を徹底すること

(2) 非主食用米（飼料用米等）の推進体制と設備整備の促進

- ① 長期・安定的（10年以上）な施策の実施
- ② 飼料用米の需要・供給のマッチング支援
- ③ JA等の既存施設の有効活用や飼料工場等の立地状況を踏まえた保管・物流の体制整備
- ④ 流通コスト削減、畜種ごとの利用技術・育種の開発
- ⑤ 上記の②～④の取り組みを推進するモデル事業を実施することで、普及すべき経営モデルを確立すること（耕種農業法人と畜産農業法人の連携事業への支援など）
- ⑥ 主食用米価格の適正化を図るためにも、米の在庫状況等を精査した上で、非主食用米などの転作を促進することで、生産数量目標の適正化を図る施策を実施すること
- ⑦ 強い農業づくり交付金については、「農業法人」の特別枠を設定することで、プロ農業経営者等の育成を図ること（原則5戸要件の緩和、JA等とイコールフットィングの実現など）

(3) プロ農業経営者などの担い手への経営資源の円滑な継承

- ① 離農者や企業間の合併により、農地などの経営資源をプロ農業経営者などの担い手が引き受けた場合の機械・設備等の取得・整備を支援すること
- ② 企業間の合併や再建等を促進するため、農業法人投資育成事業の出資制度を充実させること
- ③ 農業法人等の事業継承や再建等を円滑に行える体制を整備すること（専門家等の育成とワンストップ窓口の設置など）

(4) 米の生産コスト削減に向けた取組の推進

- ① 経済界との連携や協業化によるコスト削減に資する取り組みの支援（先端モデル農業確立実証事業の拡充、農業機械の価格適正化など）
- ② 資材・物流業界などを含めたコスト削減の取り組み推進